

島根県ギャンブル等依存症対策推進計画に関する
パブリックコメント等に対する県の考え方

ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
<p>・パチンコの平仮名表記が目につく。法律上の正式名称よりも一般的なカタカナ表記にすべき。</p>	<p>本計画における「ギャンブル等」の定義は、「ギャンブル等依存症対策基本法」第2条の規定に基づき、「法律に定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊戯その他の射幸行為」としております。</p>
<p>・ネットギャンブルが想定外になっている。パチンコ店が減少していけば、ネットに人が流れていく可能性も否定できない。</p>	
<p>・ギャンブル依存になる要因（心理的・環境的）分析の視点が抜け落ちている。例えば、ギャンブルが現実逃避のための心の支えになっている人に、継続的な治療や支援を行っても、他に生き甲斐がなければ依存の対象が変わるだけになる。生き甲斐になる事が見つかれば、ギャンブルに限らず依存症は落ち着いていく可能性がある。したがって、そのような事を見つける機会をつくることも大切だと考える。</p>	<p>国の調査研究や実態調査の結果などを参考にして取組を進めて参ります。</p>